

<p>廃止の可否</p>	<p><事業の純粋な廃止の可否> ○ 通関情報処理センターは、輸入・納税申告の受理、徴税といった国固有の業務のほか、倉庫における貨物の搬出・搬入管理、貨物の蔵置期間に応じた倉庫料金の算定といった民間企業の業務を電子計算機（通関情報処理システム：NACCS）により処理している。 国際物流が急速に増大する一方、迅速かつ円滑な国際物流が従前にも増して求められる中で、これらの業務をNACCSにより一括して迅速に処理する必要性は益々高まっている。（海上貨物の平均輸入通関所要時間は、NACCS導入により26.1時間から4.9時間へ短縮） こうした中で、仮に通関情報処理センターの行う事業を廃止すれば輸出入手続を含めた円滑な国際物流に甚大な支障が生ずることは明らかであり、事業を廃止することは適当でない。</p> <p><他の運営主体への事業移管の可否> ○ 通関情報処理センターの処理する業務のうち、国固有の業務については民間企業に処理させることはできず、また、民間企業の業務を国又は地方公共団体が処理することも適当でない。 したがって、通関情報処理センターの行う事業を移管する運営主体として、国、地方公共団体又は民間企業のいずれも適当ではなく、他の運営主体に事業全体を移管することは適当でない。</p> <p>○ また、国固有の業務と民間企業の業務を分割し、それぞれ別個の運営主体に事業を移管することについては、 ・ 国と民間の2つの事業システム及びそれらを管理する2つの運営主体が必要となること ・ これに伴い、複数のシステムへアクセスする必要が生じ、データ入力も重複する等、シングル・ウィンドウ化の流れに逆行する結果となり、システム運営の効率性が阻害され、民間企業の事務負担が増大するとともに、円滑な国際物流が阻害されることとなること から、国・民間企業共にコスト及び事務負担の増加を招く非効率的なものとならざるを得ない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>○ 通関情報処理センターは、倉庫における貨物の搬出・搬入管理、貨物の蔵置期間に応じた倉庫料金の算定といった民間企業の業務としての物流管理のほか、輸入・納税申告の受理、徴税といった国固有の業務をNACCSにより処理しているが、以下の理由により国の関与を存続させ、特定業界ないし特定企業の利益に偏らないよう中立的かつ公正な運営とするとともに、業務の要請に迅速に対応させる必要があり、民営化による処理は馴染まないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入・納税申告の受理、輸入許可の通知、徴税等の国固有の業務については、国の関与の下で適切に行われる必要があること。 ・ ①毎年度の関税改正や関税関係法令等の変更、②税関手続の国際的調和化・標準化への対応や品目分類に関する条約の変更等につき、時機を失することなくNACCSのプログラムを的確に反映させなければならないため、国の適切な関与を確保する必要があること。 ・ NACCSは、農水省の検疫手続、厚生労働省の食品輸入といった国固有の業務を処理するシステム等と連携するなど、種々の国の業務・手続と密接に関連していること。